

4 還付

【改正の概要】

1 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

平成 29 年度税制改正により、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度が導入され、災害^(注1)のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間（事業年度開始の日以後 6 月の期間を一事業年度とみなした期間をいう。）において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含む。）でその中間申告の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とする。）を還付することとされた（法 72④、78①、復興財源確保法 33 ②）。

また、中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額をいう。）が 10 万円以下であるときなど、これまで中間申告書の提出が不要であった中間期間についても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされた（法 72①④）。

2 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入

平成 29 年度税制改正により、災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度が導入され、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額^(注2)がある場合には、その事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」という。）開始の日前 1 年（青色申告である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」という。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされた（法 80①⑤）。

また、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の 4.4%に相当する金額を併せて還付することとされた（地方税 23①）。

(注1) 災害とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう（法 72④、法令 150 の 2 ②）。

(注2) 災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失の額に達するまでの金額をいう（法 80⑤）。この災害損失の額とは、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額で、資産の滅失等により生じた損失の額、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除く。）の合計額をいう（法令 150 の 2 ④）。

【新設】（仮決算の中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算）

17-2-1 12-2-2 から 12-2-14 まで《災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等》は、法第 72 条第 4 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定を適用する場合の災害損失の額（令第 150 条の 2 第 4 項《仮決算をした場合の中間申告》に規定する損失の額をいう。）の計算について準用する。

【解説】

- 1 平成 29 年度税制改正により、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化することとされ、法人税法においては、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度や災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度が制度化された（法 72④、78①、80①⑤）。
- 2 本通達では、法人がこの仮決算の中間申告による所得税額の還付制度を適用する場合において、災害損失の額を計算するに当たっては、法人税基本通達 12-2-2 から 12-2-14 まで《災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等》の取扱いを準用することを明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-1）を定めている。